

平成 29 年 3 月 31 日

< 報道関係各位 >

【フラット35】の団体信用生命保険に係る制度改正について

(平成 29 年 10 月 1 日【フラット35】申込受付分から)

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽 1-4-10、理事長：加藤利男）が実施する証券化支援事業の【フラット35】（買取型）において、平成 29 年 10 月 1 日申込受付分から制度改正を行います。

■ 【フラット35】が団信付きの住宅ローンになります（注）。

機構団体信用生命保険（以下「団信」といいます。）は、【フラット35】をお借り入れのお客さまにご利用いただけるもので、お客さまに万一のことがあった際に残りの住宅ローンが全額弁済される保障制度です。

現在の制度では、団信の加入に必要な費用は、「特約料」として、住宅ローンの月々の返済金とは別に毎年 1 年分をまとめてお支払いいただいているため、特約料支払月の費用負担が大きいとの声をいただいています。また、特約料のお支払いを失念した場合など、万一の際に保障が受けられなくなるケースがございます。

そこで、今般、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35】の取扱いを開始いたします。これにより、毎年1回のまとまった費用負担がなくなるとともに、団信の加入に必要な費用の軽減を実現します。また、団信の加入に必要な費用をお支払いいただけていなかったために保障が受けられない事態となるご心配がなくなります。

(注) お客さまの健康上の理由その他の事情でご加入されない場合でも【フラット35】のご利用は可能です。
なお、その場合借入金利が異なります。

■ 保険金が支払われるための要件がわかりやすくなり、保障内容も充実します。

現在の機構団信では、団信に加入されたお客さまが「死亡されたとき」または「所定の高度障害状態になられたとき」に保険金が支払われますが、所定の高度障害状態に該当するかの判定は保険会社の基準によるため、お客さまにとって非常にわかりにくい制度となっておりました。

新制度では、保険金の支払要件を身体障害者手帳の交付や介護認定等公的制度和関連付けることにより、お客さまにわかりやすくなると同時に保障内容も充実します。

なお、身体障害状態（身体障害者福祉法に定める身体障害状態）が保障対象となる団体信用生命保険付きの住宅ローンの提供は、国内で初めて（平成 29 年 2 月 1 日現在）となります（平成 29 年 4 月以降の機構団体信用生命保険地域幹事生命保険会社調べ）。

保障内容の変更の概要は次頁をご参照ください。

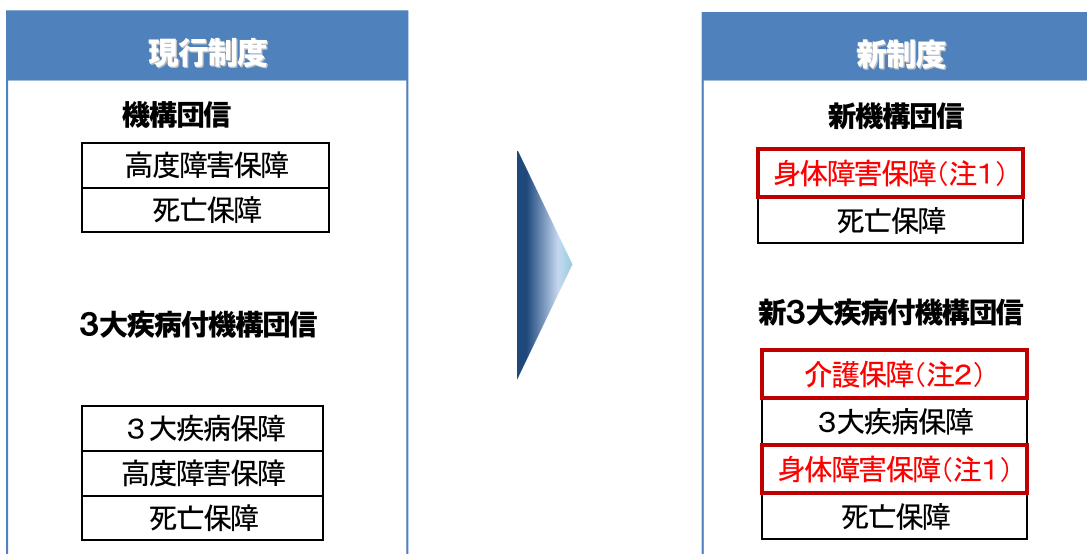
【報道関係者の方からのお問合せ先】

経営企画部広報グループ 麓／熊谷／瀬戸口／小林 TEL：03-5800-8019

<保障内容の変更の概要>

現行制度と新制度の保障内容の概要は次のとおりです。

詳しくは、フラット35サイト (<http://www.flat35.com>) をご覧ください。



注1：次のいずれも満たした状態をいいます。

- ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める1級または2級の障害に該当したこと。
- ・同法に基づき、障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があったこと。

注2：次のいずれかに該当することをいいます。

- ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定されたこと。
- ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として引受保険会社の定める所定の要件を満たすことが、医師による診断で確定されたこと。

【お客さまからのお問合せ先】

住宅金融支援機構お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

- 営業時間 9：00～17：00（祝日、年末年始は休業）
- ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号におかけください。
（通話料金がかかります。）電話：048-615-0420
- 月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただいております。

【フラット35】サイト <http://www.flat35.com>